

イオンモバイルサービス「3年学割」契約約款

2019年2月15日第1版改訂施行

イオンリテール株式会社

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イオンリテール株式会社（以下、当社）は、イオンモバイルサービス「3年学割」に関する契約約款を定め、これによりイオンモバイルサービス「3年学割」を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
イオンモバイルサービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称
イオンモバイルサービス契約	イオンモバイルサービスの利用に関する契約
契約者	イオンモバイルサービスの契約者
イオンモバイル ID ※お客さまコード	当社がイオンモバイルサービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、すべての種類のイオンモバイルサービスに共通のもの
イオンモバイルパスワード	当社がイオンモバイルサービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、すべての種類のイオンモバイルサービスに共通のもの 初期設定は、お客さまの8ケタの生年月日
ネットワークパスワード	初期設定値は「1234」。
課金開始日	イオンモバイルサービス利用の申込を当社が承諾した後当社が契約者に課金開始日として通知する日
オンラインサインアップ	オンラインの端末を使用して行うイオンモバイルサービス利用の申込
3年学割	2019年2月15日～2019年5月7日の期間において、25歳以下の学生がイオンモバイルサービスを契約した場合に受けることができるサービス

第4条（サービスの種類）

イオンモバイルサービスには、次の種類があります。

種類	内容
イオンモバイル高速通信サービス	株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式若しくは DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移

動無線通信に係る通信網、又は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が提供する SC-FDMA 方式若しくは OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。SIM カードが所属する料金プランの単位を「料金グループ」といいます。

回線区分	内容
NTT ドコモ回線	NTT ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。
au 回線	KDDI が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの
料金プラン	内容
音声プラン	1 枚の SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）で音声通話機能が利用することができるもの
データプラン	1 枚の SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）でデータ通信機能を利用することができるもの
シェア音声プラン	1 枚の音声機能付き SIM カードと契約者が選択した組合せによる当社が定めた上限枚数までの SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができるもの

NTT ドコモ回線関係

形状区分	内容
標準 SIM	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
機能区分	内容
データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用

		できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます。
	SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます。
	音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。
au 回線関係		
	形状区分	内容
	マルチ SIM	形状をマルチ SIM (契約者自身により加工することにより、SIM カードの大きさを、標準、micro 又は nano のいずれかにすることができるもの) とする SIM カードを当社が貸与するもの
	機能区分	内容
	SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに日本国内及び日本国外 (別途 KDDI が定める地域に限ります。以下、回線区分を au 回線とするイオンモバイルサービスにおいて同じとします。) での送受信が可能な SMS 機能を利用できる SMS 機能付き SIM カードを当社が貸与するもの
	音声通話機能	音声通話機能付き SIM カードを当社が貸与するもの
イオンモバイルオプションサービス	当社が提供する特定のイオンモバイルサービスの契約者に対し、他社の特定サービスを利用するために必要な手段を提供するサービス	

第 5 条 (サービスの提供区域)

イオンモバイルサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、イオンモバイルサービスの種類毎に別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

第 6 条 (契約の単位)

当社は、一の種類の一のイオンモバイルサービス毎に一のイオンモバイルサービス契約を締結するものとします。

第7条（権利の譲渡等）

イオンモバイルサービス「3年学割」利用権は、譲渡できません。

第8条（ID 及びパスワード）

契約者は、イオンモバイル ID 及びイオンモバイルパスワード（本条において「ID 等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2. 当社は、契約者がイオンモバイルサービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。
4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。
5. 契約者は、イオンモバイル ID を変更することはできません。

第2章 申込及び承諾等

第9条（申込）

イオンモバイルサービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、オンラインサインアップ又は当社がイオンモバイルサービス毎に定める方法により行うものとします。

2. イオンモバイル高速通信サービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年 31 号）第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。
3. ご家族名義でご利用の場合、利用者情報を登録することで、イオンモバイルサービス「3年学割」をご利用いただけます。

第10条（申込の承諾等）

当社は、イオンモバイルサービスの申込みがあった時は、受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1) イオンモバイルサービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）がイオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 申込者が第 17 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき
 - (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
 - (4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
 - (6) 前条（申込）第 2 項において、本人確認ができないとき
 - (7) イオンモバイル高速通信サービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者が、未

成年者であったとき

(8) 申込者が法人であり、かつ電気通信事業者であるとき

4. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
5. 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
6. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるイオンモバイルサービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてイオンモバイルサービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第11条（サービス利用の要件等）

契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2. 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第3章 契約事項の変更等

第12条（サービス内容の変更）

契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、イオンモバイルサービス契約の内容の変更を請求できます。

2. 第9条（申込）第2項及び第10条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第13条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第14条（契約者の地位の引継）

相続又は法人の合併若しくは会社分割によりイオンモバイルサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届けるものとします。

2. 前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとし、これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱うものとします。
4. 当社は、第1項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第15条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するお

それがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、イオンモバイルサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第 16 条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、イオンモバイルサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、イオンモバイルサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 17 条（利用の停止等）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全てのイオンモバイルサービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
 - (2) 料金等イオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
 - (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
 - (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
 - (6) 第 10 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
 - (7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
クレジットカードが有効期限を迎えた際の再登録手続きは、お客さまご自身で行うものとします。再登録手続きがなされないことにより生じる本保証サービス契約上の不利益は、お客さまのご負担となりますので、ご注意ください。
 - (8) イオンモバイルサービスに卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様においてイオンモバイルサービスが利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき
 - (9) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
2. 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
 3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
 4. 当社からイオンモバイルサービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務

上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 18 条（サービスの廃止）

当社は、都合によりイオンモバイルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定によりイオンモバイルサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します

第 5 章 契約の解除

第 19 条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、イオンモバイルサービス契約を解除することがあります。

- (1) 第 17 条（利用の停止等）第 1 項の規定によりイオンモバイルサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第 17 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (3) 当社は、第 1 号又は第 2 号の規定による他、イオンモバイルサービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのイオンモバイルサービス契約に係るイオンモバイル高速通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってそのイオンモバイルサービス契約を解除します。
2. 当社は、前項の規定によりイオンモバイルサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、イオンモバイルサービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2. 第 15 条（利用の制限）又は第 16 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことによりイオンモバイルサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。
3. 第 18 条（サービスの廃止）第 1 項の規定によりイオンモバイルサービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止されたイオンモバイルサービスに係るイオンモバイルサービス契約が解除されたものとします。
4. 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「初期契約解除」に基づきイオンモバイルサービス契約が解除されるその解除にかかる取扱いは、当社が重要事項説明書に定めるところによります。

第 6 章 料金等

第 21 条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、イオンモバイルサービスの利用に関し、次条（初期費用の額）から第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及びイ

オンモバイルサービスの種類毎に定める料金（以下三者を併せて「イオンモバイルサービスの料金」といいます。）を支払うものとします。

2. 初期費用の支払義務は、当社がイオンモバイルサービスの利用の申込を承諾した時に発生します。
シェア音声プランをご契約の場合、ご利用される SIM カード毎に、初期費用の支払義務が発生します。
3. 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。
この場合において、第 17 条（利用の停止等）の規定によりイオンモバイルサービスの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 22 条（初期費用の額）

初期費用の額は、イオンモバイルサービスの種類毎に定めるものとします。

第 23 条（月額料金の額）

当社が提供するイオンモバイルサービスの料金、工事費及び付随サービスに関する料金は別表に定める他、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
3. 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料については、当社が別に定める期間を 一 の料金月として請求します。
4. 当社は、通信料については、通信の種類にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します
5. 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。
(1) 料金月の起算日以外の日契約者回線の提供の開始があったとき
(2) 料金月の起算日以外の日イオンモバイルサービスに係る利用権の譲渡があったとき
6. 第 5 項第 1 号から第 2 号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。

第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）

当社の責に帰すべき事由によりイオンモバイルサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2. 前項の規定は、この約款において、サービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第 25 条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第 26 条（料金等の支払方法）

契約者は、イオンモバイルサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 27 条 (割増金)

イオンモバイルサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額 (以下「割増金」といいます。) を支払うものとします。

第 28 条 (遅延損害金)

契約者は、イオンモバイルサービスの料金その他イオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

第 29 条 (割増金等の支払方法)

第 26 条 (料金等の支払方法) の規定は、第 27 条 (割増金) 及び前条 (遅延損害金) の場合について準用します。

第 30 条 (消費税)

契約者が当社に対しイオンモバイルサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 7 章 個人情報

第 31 条 (個人情報保護)

イオンモバイルご契約時に承りますお客さまの個人情報は、当社個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづき、適切に取り扱うものとします。

(1) 基本方針

当社は「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という理念のもと、お客さまから取得する個人を特定できる情報 (以下、個人情報といえます) を安全に管理し、適切に扱うことが企業の重要な使命と認識し、個人情報保護マネジメントシステムを構築し、個人情報の適切な保護に努めます。

(2) 個人情報保護についての取組み

- ① 役員及びすべての従業員は、個人情報に関する国が定める法令・指針及びその他の規範を遵守します。
- ② 個人情報の保護に関する社内規程、運用ルールを整備し、教育訓練等を実施して個人情報の厳重な管理を行います。
- ③ 個人情報の漏えい、滅失又は、き損などの問題が起きないように安全対策を講じ、予防と是正に努めます。
- ④ 個人情報保護管理者を選任し、個人情報保護の実施及び運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の厳重な管理を行います。
- ⑤ 個人情報監査責任者を選任し、個人情報保護に関する監査を実施します。
- ⑥ 監査結果に基づき、社内の規程、運用を改善し、個人情報保護マネジメントシステム全体を継続的

に改善して参ります。

⑦取引先および関係先に対し、個人情報保護のための協力を要請します。

(3)個人情報の取扱いについて

①収集、利用、提供については、収集時に利用目的・連絡窓口を明らかにし、当社の事業の必要範囲内で収集した個人情報は、利用目的の範囲内で使用します。

これらの特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行わないこと。

また、そのための措置を講じ適切に管理します。

②個人情報に関する苦情及び相談等に対しては、誠実かつ迅速に対応します。

③個人情報に対し、開示・訂正・中止を求められたときは、合理的な期間、妥当な範囲内でこれを誠実かつ迅速に対応します。

④安全対策の実施については、不正アクセス、紛失、改ざん、漏えいなどの問題が起きないように適切に扱います。

(4)事業者名：イオンリテール株式会社

(5)個人情報保護管理者：イオンモバイル事業部長

(6)個人情報の利用目的について

①本人性及び申込内容の確認、料金の請求、サービスの停止及び契約解除の通知等、当社のサービス提供にかかるご通知

②サービスの提供条件変更のお知らせ

③イオングループの商品及びサービス等のご案内

当社サービスのご利用にあたりお客さまに有益な他社を含むサービス・製品等のお知らせ、サービス・製品等の改善のため等のアンケート調査、販売推奨、販売促進のイベント等のお知らせ、景品等の抽選及び送付を行うこと

④当社に対するお問い合わせ等への対応

⑤サービス向上のための分析

(7)委託・第三者への提供について

当社では、業務の全部または一部を外部に委託する際に、委託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、当社が定める委託先選定基準に則り確実に安全対策等を実施している委託先のみを選定するとともに、委託先に対し適切に管理・監督を行います。

また、お客さまの個人情報をお客さまの同意なしに委託先以外の第三者へ提供することはございません。但し、官公庁等から法令に基づいて個人情報についての提供を求められた場合は、関係法令に反しない範囲において、お客さまの同意なく内容を提供することがあります。

(8)個人情報を提供されることの任意性について

お客さまの個人情報を当社に提供されるかは、お客さまの任意によるものです。ただし、ご希望されるサービスを提供する上で必要な個人情報を提供されない場合は、適切な状態でサービスを提供できないことがありますので、予めご了承ください。

(9)保有する個人情報の開示・訂正・利用停止及び問合せ窓口

①お客さまご本人、またはご本人が認めた代理人のお申し出により、お客さまの保有個人情報を開示いたします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は開示できない場合があります。

(ア)お客さまおよび第三者の権利利益を害するおそれがあるとき

(イ)当社およびイオングループの業務運営に著しい支障をきたすおそれのあるとき

(ウ)他の法令に違反するおそれがあるとき、など

②お客さまに開示した個人情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正を行います。

③お客さまご本人、またはご本人が認めた代理人より、個人情報の利用停止のお申し出があった場合

は、他の法令に違反するおそれがある場合を除き、当社およびイオングループでの利用を速やかに中止いたします。

- ④お客さまからの開示請求にあたり、手数料として別途実費を請求させていただく場合があります。
- ⑤お客さまからの開示請求にあたり、ご本人を証明する公的な本人確認書類（運転免許証、保険証、パスポート、住民票など）の写しが必要となります。

※個人情報に関するご相談・開示などの手続きについては個人情報お客さま相談窓口までお問い合わせください。

個人情報お客さま相談窓口 イオンモバイルお客さまセンター
電話番号 0120-025260
営業時間 10 : 30 ~ 19 : 30 年中無休

第8章 雑則

第32条（第三者の責による利用不能）

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

- 2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第33条（保証及び責任の限定）

イオンモバイルサービスにおける保証又は保証の限定に関しては、サービスの種類毎に定めるものとします。

- 2. 当社は、契約者がイオンモバイルサービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
- 3. 契約者がイオンモバイルサービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第34条（当社の装置維持基準）

当社は、イオンモバイルサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第35条（サービスの種類毎の定め等）

第3条（用語の定義）、第5条（サービスの提供区域）、第11条（サービス利用の要件等）第2項、第12条（サービス内容の変更）第1項、第20条（契約者の解除）第1項、第21条（契約者の支払義務）第1項、第22条（初期費用の額）、第23条（月額料金の額）第1項、第24条（利用不能の場合における料金の調定）第2項及び第33条（保証及び責任の限定）において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は、次に定めるところによるものとします。

サービスの種類	対応規定
---------	------

イオンモバイル高速通信サービス	別紙 1 に定める
イオンモバイルオプションサービス	別紙 2 に定める

第 36 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 1 (イオンモバイル高速通信サービス)

1. 契約者の義務又はサービス利用の要件 (第 11 条 (サービス利用の要件等) 第 2 項関係)

- (1) イオンモバイル高速通信サービス 利用の申込は、当社が指定する販売店において、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。
- (2) 契約者がイオンモバイル高速通信サービス において使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用してイオンモバイル高速通信サービス を利用することはできません。
- (3) イオンモバイル高速通信サービス を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (4) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度 (電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。) による転入又は転出を行うことができます。
- (5) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス契約の契約者が一部を除き、同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP 転入手続きは、イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込又はシェア音声プランにおける SIM カードの追加の申込と同時に行う必要があります。
 - (iv) 郵送またはオンラインサインアップにて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとしします。
- (6) 契約者は、当社が指定する貸与機器(SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いたイオンモバイル高速通信サービスの利用、及びイオンモバイル高速通信サービス において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS 機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとしします。
- (7) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとしします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (8) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとしします。
 - (i) イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) シェア音声プランにおいて SIM カードを削除した場合
 - (iii) シェア音声プランから音声プラン又はデータプランに変更した場合 (SIM カードの数の減少を伴う変更に限ります。)
 - (iv) 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合

- (v) 異なる機能区分の SIM カードへ変更した場合
- (vi) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (9) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (10) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
- (11) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (12) 契約者は、当社に対し、亡失品(第 8 号及び第 9 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (13) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (14) 契約者は、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。
- (15) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモまたは KDDI が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- (16) イオンモバイル高速通信サービスにおいては、第 15 条 (利用の制限) 及び第 17 条 (利用の停止等) に定める他、イオンモバイル高速通信サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合があります。)を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (17) イオンモバイル高速通信サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

2. 契約の内容を変更することができる事項 (第 12 条 (サービス内容の変更) 関係)

イオンモバイル高速通信サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なる形状区分の SIM カードへの変更
- (2) 異なる機能区分の SIM カードへの変更
- (3) 異なる料金プランへの変更 (暦月単位でのみ変更を行うことができます。)
- (4) シェア音声プランにおける SIM カードの数 (ただし、当社が定めた枚数を上限とします。また、契約者が当社に対し MNP による転出を通知した場合にあっては、該当電話番号に係る音声通話機能付き SIM カードの削除を請求したものとみなされます。)

3. 契約者からの解除が効力を有する日 (第 20 条 (契約者の解除) 第 1 項関係)

- (1) 転入元事業者の契約者と、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の契約者が一部の除き同一である必要があります。
- (2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数

がある必要があります。

- (3) MNP 転入手続きは、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込又はシェアプランにおける SIM カードの追加の申込と同時にを行う必要があります。
- (4) 郵送またはオンラインサインアップにて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。

4 イオンモバイルサービスの種類毎に定める料金（第 23 条（月額料金の額）第 1 項関係）

イオンモバイル高速通信サービスにおいては、初期費用、月額料金の他、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1) 貸与機器の回復に要する費用（別紙 1 第 1 項第 10 号関係）

SIM カードの故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとする)にあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(2) 亡失負担金（別紙 1 第 1 項第 12 号関係）

イオンモバイル高速通信サービスにおいては、亡失負担金は、SIM カード再発行手数料として請求するものとします。

(3) 異なる形状区分の SIM カードへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 2 号関係）

一 SIM カードにつき SIM カード変更手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(4) 異なる機能区分の SIM カードへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 2 号関係）

一 SIM カードにつき SIM カード交換手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(5) 異なる料金プランへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 3 号関係）

SIM カードを追加する場合にあつては、追加する SIM カードの数にかかわらず、一変更につき SIM カード追加手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)SIM カードを追加しない場合には 0 円

(6) シェア音声プランにおける SIM カードの数の変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 4 号関係）

一 SIM カードの追加につき SIM カード追加手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)SIM カードの削除にあつては 0 円

(7) MNP による転入に要する費用（別紙 1 第 1 項第 5 号関係）

次の各目のいずれにも該当する場合には、一 SIM カードにつき 初期費用として 3,240 円(本体価格 3,000 円)。なお、初期費用は、一部販売店を除き、当該販売店に対して直接支払うものとします。

(i) 当社が指定する販売店において、料金プランをシェア音声プランとするイオンモバイル高速モバイルサービスに係るイオンモバイルサービス利用の申込を行う場合

(ii) 前目の申込において、2 以上の機能区分を音声通話機能とする SIM カードを申し込む場合であつて、当該 SIM カードにおける MNP 転入を行う場合

(8) MNP による転出に要する費用（別紙 1 第 1 項第 4 号及び第 2 項第 4 号関係）

課金開始日から 90 日以内に転出された場合、一転出につき MNP 転出手数料として 16,200 円（本体価格 15,000 円）、課金開始日から 91 日以降に転出された場合、一転出につき MNP 転出手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)、MNP 転入にて契約された場合、課金開始日にかかわらず、一転出につき MNP 転出手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(9) 権利の譲渡に要する費用（第 7 条（権利の譲渡等）関係）

利用権の譲渡を行う場合、一譲渡につき変更手数料として 3,240 円（本体価格 3,000 円）

5 初期費用の額（第 22 条（初期費用の額）関係）

料金プラン	初期費用の額
各料金プラン共通	3,240 円(本体価格 3,000 円) ※シェア音声プランに関しては、ご利用頂く SIM カード毎に初期費用の支払い義務が発生します。

6 月額料金の額（第 23 条（月額料金の額）関係）

「3 年学割」が対象となるイオンモバイル高速通信サービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

音声プラン（タイプ 1 のみ）

料金プラン	月額料金の額	月間利用可能高速データ通信容量
音声 2+1GB プラン	1,490 円(本体価格 1,380 円)	契約月から 36 ヶ月は 3GB、それ以降 2GB
音声 4+1GB プラン	1,706 円(本体価格 1,580 円)	契約月から 36 ヶ月は 5GB、それ以降 4GB
音声 6+1GB プラン	2,138 円(本体価格 1,980 円)	契約月から 36 ヶ月は 7GB、それ以降 6GB
音声 8+1GB プラン	2,894 円(本体価格 2,680 円)	契約月から 36 ヶ月は 9GB、それ以降 8GB

データプラン（タイプ 1）

料金プラン	月額料金の額		月間利用可能高速データ通信容量
	SMS なしデータプラン	SMS 付きデータプラン	
データ 2+1GB プラン	842 円(本体価格 780 円)	993 円(本体価格 920 円)	契約月から 36 ヶ月は 3GB、それ以降 2GB
データ 4+1GB プラン	1,058 円(本体価格 980 円)	1,209 円(本体価格 1,120 円)	契約月から 36 ヶ月は 5GB、それ以降 4GB
データ 6+1GB プラン	1,598 円(本体価格 1,480 円)	1,749 円(本体価格 1,620 円)	契約月から 36 ヶ月は 7GB、それ以降 6GB
データ 8+1GB プラン	2,138 円(本体価格 1,980 円)	2,289 円(本体価格 2,120 円)	契約月から 36 ヶ月は 9GB、それ以降 8GB

シェア音声プラン（タイプ 1 のみ）

料金プラン	月額料金の額 ※SIM カード 3 枚までの料金	月間利用可能高速データ通信容量	SIM カード枚数及びシェア SIM 追加利用料
シェア音声 4+1GB プラン	1,922 円(本体価格 1,780 円)	契約月から 36 ヶ月は 5GB、それ以降 4GB	左記の月額料金は、SIM カード 3 枚までの料金となります。4 枚目以降の SIM カードを利用している場合、1 枚あたりシェア
シェア音声 6+1GB プラン	2,462 円(本体価格 2,280 円)	契約月から 36 ヶ月は 7GB、それ以降 6GB	

シェア音声 8+1GB プラン	3,218 円(本体価格 2,980 円)	契約月から 36 ヶ月は 9GB、 それ以降 8GB	SIM 追加利用料として、月額 216 円(本体価格 200 円)とな ります。
-----------------	-----------------------	-------------------------------	--

備考

- ① 月額利用可能高速データ通信容量は、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。
- ② データ通信容量は、暦月単位に計測します。ただし、データ通信量が設定容量を超えた場合、超えた日から暦月末までの間は、低速通信の利用に制限します。
- ③ 低速通信の状態、直近 3 日間（当日を含まない）の通信量が合計 366MB を超えると通信速度を終日制限する場合があります。
※直近 3 日間(当日を含まない)の通信量の合計が 366MB を下回るまで制限が続く場合があります。
- ④ 高速通信の状態、直近 3 日間（当日を含まない）の通信量が合計 6GB を超えると通信速度を終日制限する場合があります。(au 回線のみ)

(2) 追加高速データ通信容量利用料金

料金プラン	月額料金の額
データ容量追加繰越しなし 1GB	518 円(本体価格 480 円)

備考

- ① 繰越しなしの追加高速データ通信容量は、当該追加高速データ通信容量の利用の申込を当社が承諾した日から当月月末までの期間において有効とします。

(3) SMS 機能付き SIM カード利用料

(i) NTT ドコモ回線関係

細目	料金
基本料金（月額）	1SIM カードにつき 151.2 円(本体価格 140 円)
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

備考

- ① SMS 料金とは、SMS の利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ② SMS 機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいづであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(ii) au 回線関係

細目	料金
SMS 料金	KDDI が定める a u (L T E) 通信サービス契約約款において SMS 機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、

	消費税は課税されません)
--	--------------

備考

- ① SMS 料金とは、SMS の利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ② SMS 機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(4) 音声通話機能付き SIM カード利用料

(i) NTT ドコモ回線関係

細目	料金
基本料金（月額）	6 項（1）に記載の通り
留守番電話利用料（月額）	1SIM カードにつき 324 円(本体価格 300 円)
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIM カードにつき 216 円(本体価格 200 円)
イオンでんわ 10 分かけ放題(月額) ※2017 年 7 月 1 日より「イオンでんわ 5 分かけ放題」は「イオンでんわ 10 分かけ放題」に変更となりました。	1SIM カードにつき 918 円(本体価格 850 円) 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合に限り、1 回あたり 10 分以内の国内通話料が無料となる。1 回あたり 10 分を超過した場合には、超過分に対し 30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）
通話料金（国内）	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において通話モードに係る料金及び 64kb/s デジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）
通話料金（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額(消費税は課税されません) ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10 円（消費税は課税されません）（注 1)(注 2)
国際ローミング料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

- (注 1) 音声通話機能付き SIM カードの利用のために当社が発行した電話番号又は MNP 転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して

発信できない場合があります。

(注 2) 当社が別途定める国 (別表 1 参照) へのみ発信が可能です。

備考

- ① 基本料金 (月額) は、ご契約申込み日もしくは契約者が指定した送付先に音声通話機能付き SIM カードが到着する日として当社が指定した日 (以下、別紙 1 において「音声通話機能付き SIM カード利用開始日」といいます。) から発生します。
- ② 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了 (機能区分の変更、SIM カードの削除又はイオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。) に係る日の属する月の基本料金 (月額) の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中においての料金の額として定める金額とします。
- ③ 留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用又は利用の終了にあつては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか 1 とします。
- ④ 留守番電話利用料 (月額) 及び割り込み電話着信利用料 (月額) は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日 (当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。) から発生します。
- ⑤ 留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了に係る日 (契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。) の属する月の留守番電話利用料 (月額) 及び割り込み電話着信利用料 (月額) の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑥ イオンでんわ 10 分かけ放題利用料 (月額) は、利用開始日にかかわらず、利用開始日が含まれる月より、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額が発生します。
- ⑦ イオンでんわ 10 分かけ放題オプションの終了に係る日 (契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。) の属する月のイオンでんわ 10 分かけ放題利用料 (月額) の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑧ イオンでんわ 10 分かけ放題は、法人名義での契約はできません。
- ⑨ SMS 料金、通話料金 (国内)、通話料金 (国際) 及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金 (月額) 留守番電話利用料 (月額) 及び割り込み電話着信利用料 (月額) とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ⑩ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はイオンモバイル高速通信サービスの利用を停止することがあります。
- ⑪ 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信する場合であつて、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。
- ⑫ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

- ⑬ 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ⑭ 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(ii) au 回線関係

細目	料金
基本料金（月額）	6 項（1）に記載の通り
留守番電話利用料（月額）	1SIM カードにつき 324 円(本体価格 300 円)
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIM カードにつき 216 円(本体価格 200 円)
イオンでんわ 10 分かけ放題(月額) ※2017 年 7 月 1 日より「イオンでんわ 5 分かけ放題」は「イオンでんわ 10 分かけ放題」に変更となりました。	1SIM カードにつき 918 円(本体価格 850 円) 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合に限り、1 回あたり 10 分以内の国内通話料が無料となる。1 回あたり 10 分を超過した場合には、超過分に対し 30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）
SMS 料金	KDDI が定める a u（L T E）通信サービス契約約款において SMS 機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）
通話料金（国内）	KDDI が定める a u（L T E）通信サービス契約約款において通常通話に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）
通話料金（国際）	KDDI が定める a u（L T E）通信サービス契約約款において a u 国際通話に係る料金として定められた額と同額(消費税は課税されません) ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10 円（消費税は課税されません）（注 1)(注 2)
国際ローミング料金	KDDI が定める a u（L T E）通信サービス契約約款においてローミングに係る料金として定められた額と同額(消費税は課税されません)

(注 1) 音声通話機能付き SIM カードの利用のために当社が発行した電話番号又は MNP 転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信できない場合があります。

(注 2) 当社が別途定める国（別表 1 参照）へのみ発信が可能です。

備考

① 基本料金（月額）は、ご契約申込み日もしくは契約者が指定した送付先に音声通話機能付き SIM カード

ドが到着する日として当社が指定した日（以下、別紙1において「音声通話機能付き SIM カード利用開始日」といいます。）から発生します。

- ② 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了（機能区分の変更、SIM カードの削除又はイオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中においての料金の額として定める金額とします。
- ③ 留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用又は利用の終了にあつては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。
- ④ 留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。
- ⑤ 留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑥ イオンでんわ 10 分かけ放題利用料（月額）は、利用開始日にかかわらず、利用開始日が含まれる月より、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額が発生します。
- ⑦ イオンでんわ 10 分かけ放題オプションの終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月のイオンでんわ 10 分かけ放題利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑧ イオンでんわ 10 分かけ放題は、法人名義での契約はできません。
- ⑨ SMS 料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ⑩ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はイオンモバイル高速通信サービスの利用を停止することがあります。
- ⑪ 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信する場合であつて、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。
- ⑫ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- ⑬ 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ⑭ 電報サービスその他音声通話機能に付帯して KDDI が利用可能としているサービスを利用した場合、

KDDI が定める a u (L T E) 通信サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(5) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモ又は KDDI が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

番号あたりの単価（月額）はユニバーサルサービス支援機関が 6 ヶ月毎に算定し、ホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表されております。

7 保証の限定（第 33 条（保証及び責任の限定）関係）

イオンモバイル高速通信サービス は、ドコモ又は KDDI が提供するドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、イオンモバイル高速通信サービス は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

8 通信品質の改善

当社は、利用者全体の通信の安定化させるため、イオンモバイル高速通信サービスに係る通信について、当社が別途定める措置を行う場合があります。

別紙1別表1 国際電話サービス提供国・地域

エリア	国・地域名	国番号	エリアコード	備考
アジア	韓国	82	-	-
	香港	852	-	-
	シンガポール	65	-	-
	中国	86	-	-
	台湾	886	-	-
	マカオ	853	-	-
	フィリピン	63	-	-
	ブルネイ	673	-	-
	インドネシア	62	-	-
	マレーシア	60	-	-
	タイ	66	-	-
	ベトナム	84	-	-
アメリカ	アラスカ	1	907	-
	アメリカ（本土）	1	-	-
	カナダ	1	-	-
	ブラジル	55	-	-
オセアニア	ハワイ	1	808	-
	グアム	1	671	-
	サイパン	1	670	-
	オーストラリア	61	-	以下番号帯はサービス対象外 61-89164、61-89162
	ニュージーランド	64	-	-
ヨーロッパ	フランス	33	-	以下番号帯はサービス対象外 33-836、33-890、33-891、33-892、 33-893、33-897、33-898、33-899
	ドイツ	49	-	-
	イギリス	44	-	-
	イタリア	39	-	-
	バチカン	39	-	-
	ベルギー	32	-	-
	ギリシャ	30	-	-
	オランダ	31	-	-
	スペイン※北アフリカ、 カナリア諸島を含む	34	-	以下番号帯はサービス対象外 34-902
	スイス	41	-	-
ロシア連邦	7	-	以下番号帯はサービス対象外 7-903、7-905、7-906、7-909、7-954、 7-960、7-961、7-962、7-963、7-964、 7-965、7-966、7-967、7-968	

別紙 2 (イオンモバイルオプションサービス)

1 最低利用期間

イオンモバイルオプションサービスの最低利用期間はありません。

2 契約者の義務又はサービス利用の要件 (第 11 条 (サービス利用の要件等) 第 2 項関係)

- (1) イオンモバイルオプションサービスを利用するには、同一イオンモバイル ID において、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービスを契約している必要があります。
- (2) イオンモバイルオプションサービスを利用するには、他社が提供する特定サービスをイオンモバイルオプションサービスの対象となる他社の特定サービスに関して他社が定める条件 (電磁的方法により契約者に示されるものとします。) に同意し、かつ遵守するものとします。
- (3) イオンモバイルオプションサービスに係るイオンモバイルサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとします。

3 契約の内容を変更することができる事項 (第 12 条 (サービス内容の変更) 関係)

イオンモバイルオプションサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4 契約者からの解除が効力を有する日 (第 20 条 (契約者の解除) 第 1 項関係)

- (1) イオンモバイルオプションサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 第 2 項第 1 号に定めるイオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービスの契約が解除された場合には、当該契約に対応するイオンモバイルオプションサービスに係るイオンモバイルサービスの契約は同日に解除されるものとします。

5 初期費用の額 (第 22 条 (初期費用の額) 関係)

イオンモバイルオプションサービスの初期費用の額は、0 円とします。

※050 かけ放題は、登録事務手数料 1,080 円 (本体価格 1,000 円) を頂戴致します。

6 月額料金の額 (第 23 条 (月額料金の額) 関係)

イオンモバイルオプションサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 通常料金

品目	月額料金の額
イオンスマホ安心保証	別表 1 に記載するとおりです。
イオンスマホ電話サポート	324 円(本体価格 300 円)
イオンスマホセキュリティ	162 円(本体価格 150 円)
050 かけ放題	1,620 円 (本体価格 1,500 円)
子どもパック	162 円 (本体価格 150 円)
アプリ超放題	388 円 (本体価格 360 円)
スマート留守電	313 円 (本体価格 290 円)
ビデオマーケット プレミアムコース	540 円 (本体価格 500 円)
ビデオマーケット 月額 100 円コース	108 円 (本体価格 100 円)

i-フィルター for マルチデバイス	389 円(本体価格 360 円)
ルナルナビューティ	270 円(本体価格 250 円)
music.jp 500	540 円(本体価格 500 円)
カラダメディカ 400	432 円(本体価格 400 円)
ライフレンジャー380	410 円(本体価格 380 円)
イオンモバイル持ちこみ保証	別表 3 に記載するとおりです。

備考

- ① イオンモバイルオプションサービスの月額料金は、イオンモバイルオプションサービスの利用開始日（イオンモバイルオプションサービスの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、イオンモバイル高速通信サービス 利用の申込と同時にイオンモバイルオプションサービスの利用の申込を行う場合にあっては、イオンモバイル高速通信サービス の利用開始日とします。以下本別紙において同じとします。）の属する月から発生します。
- ② イオンモバイルオプションサービスの利用の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月のイオンモバイルオプションサービス月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(2) パック料金

パック名	パック内容	月額料金の額
イオンスマホ安心パック	イオンスマホ安心保証	別表 2 に記載するとおりです。
	イオンスマホ電話サポート	
	イオンスマホセキュリティ	
ケータイ用安心パック ※SHARP SH-N01 専用	イオンスマホ安心保証	540 円(本体価格 500 円)
	イオンスマホ電話サポート	

備考

- ① イオンモバイルオプションサービスは、一の品目毎に利用の申込をする他、当社が定めるパッケージ（以下、「オプションパック」といいます。）毎に利用の申込をすることができます。オプションパックの内容は上記パック料金の表中においてパック名及びパック内容に定めるとおりとします。
- ② オプションパックの月額料金は、オプションパックの利用開始日（オプションパックの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、イオンモバイル高速通信サービス 利用の申込と同時にオプションパックの利用の申込を行う場合にあっては、イオンモバイル高速通信サービス の利用開始日とします。以下本別紙において同じとします。）の属する月から発生します。
- ③ オプションパックの利用の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月のオプションパックの月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

7 保証の限定（第 33 条（保証及び責任の限定）関係）

イオンモバイルオプションサービスは、他社が定める特定のサービスの利用手段（ライセンスキー等）を提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。当社は、当該特定サービスの利用上の不具合、障害、瑕疵その他の事項を含め、当該特定サービスの内容又は利用の結果について、一切の保証を行いません。

別紙 2 別表 1 「イオンスマホ安心保証」対象端末及びご利用料金

	対象端末	月額料金	サービス依頼時（交換時）に必要な料金
1	Android 4.4 SIM フリース마트フォン FXC-5A	270 円(本体価格 250 円)	2,700 円(本体価格 2,500 円)/1 回
2	ALCATEL onetouch idol2S	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
3	富士通 ARROWS M01	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
4	NEC Aterm LTE ルータ MR03LN AB	270 円(本体価格 250 円)	2,700 円(本体価格 2,500 円)/1 回
5	KYOCERA S301	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
6	VAIO Phone VA-10J	378 円(本体価格 350 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
7	学研がんばるタブレット media Pad T1 8.0	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
8	SONY Xperia J1 Compact	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
9	NEC Aterm LTE ルータ MR04	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
10	富士通 ARROWS M02	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
11	SHARP SH—M02	378 円(本体価格 350 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
12	HUAWEI P9 lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
13	HUAWEI P9	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
14	ZTE Blade E01	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
15	ZTE Blade V7 Lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
16	ASUS ZenFone 2 (ZE-551ML-GY32S4)	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
17	富士通 arrows M03	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
18	SHARP AQUOS ケータイ SH—N01	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
19	HUAWEI nova lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
20	HUAWEI nova	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
21	Alcatel PIXI4	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
22	VAIO® Phone A VPA0511S	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
23	HUAWEI P10 lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
23	HUAWEI P10	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
24	HUAWEI P10 Plus	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
25	富士通 arrows M04	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
26	HUAWEI honor 9	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
27	HUAWEI Mate10 pro	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
28	SHARP AQUOS sense lite SH-M05	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
29	ZenFone 4 Max	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
30	HUAWEI nova lite2	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
31	SHARP AQUOS SH-M04	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
32	Alcatel SHINE LITE	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
33	ASUS ZenFone 4 カスタマイズモデル	378 円(本体価格 350 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
34	ASUS ZenFone 4 Selfie	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
35	ASUS ZenFone 5	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
36	ASUS ZenFone 5Q	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
37	HUAWEI P20 lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
38	HUAWEI P20	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回

39	SHARP AQUOS sense plus SH-M07	378 円(本体価格 350 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
40	HUAWEI nova 3	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
41	HUAWEI Mate 20 Pro	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
42	AQUOS sense2 SH-M08	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
43	ZTE BLADE E02	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
44	HUAWEI nova lite 3	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回

※保証対象は本体部分のみであり、電池パック、電源コード、取扱説明書その他の付属品は対象外です。

また、SIM カードは保証の対象外です。

イオンスマホ安心パックとしてご利用の場合、パック料金による割引が適用されます。

別紙 2 別表 2 「イオンスマホ安心パック」対象端末及びご利用料金

	対象端末	月額料金	サービス内容
1	Android 4.4 SIM フリース마트フォン FXC-5A	540 円(本体価格 500 円)	イオンスマホ安心保証及びイオンスマホ電話サポート、イオンスマホセキュリティをセットでお申込頂くサービスです。 ※保証サービスの交換時に必要な費用は、イオンスマホ安心保証と同条件となります。
2	ALCATEL onetouch idol2S	648 円(本体価格 600 円)	
3	富士通 ARROWS M01	648 円(本体価格 600 円)	
4	KYOCERA S301	648 円(本体価格 600 円)	
5	VAIO Phone VA-10J	648 円(本体価格 600 円)	
6	学研がんばるタブレット media Pad T1 8.0	648 円(本体価格 600 円)	
7	SONY Xperia J1 Compact	756 円(本体価格 700 円)	
8	富士通 ARROWS M02	648 円(本体価格 600 円)	
9	SHARP SH—M02	648 円(本体価格 600 円)	
10	HUAWEI P9 lite	648 円(本体価格 600 円)	
11	HUAWEI P9	756 円(本体価格 700 円)	
12	ZTE Blade E01	648 円(本体価格 600 円)	
13	ZTE Blade V7 Lite	648 円(本体価格 600 円)	
14	ASUS ZenFone 2 (ZE-551ML-GY32S4)	648 円(本体価格 600 円)	
15	富士通 ARROWS M03	648 円(本体価格 600 円)	
16	HUAWEI nova lite	648 円(本体価格 600 円)	
17	HUAWEI nova	648 円(本体価格 600 円)	
18	Alcatel PIXI4	648 円(本体価格 600 円)	
19	VAIO® Phone A VPA0511S	648 円(本体価格 600 円)	
20	HUAWEI P10 lite	648 円(本体価格 600 円)	
21	HUAWEI P10	756 円(本体価格 700 円)	
22	HUAWEI P10 Plus	756 円(本体価格 700 円)	
23	富士通 arrows M04	648 円(本体価格 600 円)	
24	HUAWEI honor 9	756 円(本体価格 700 円)	
25	HUAWEI Mate10 pro	756 円(本体価格 700 円)	
26	SHARP AQUOS sense lite SH-M05	648 円(本体価格 600 円)	
27	ZenFone 4 Max	648 円(本体価格 600 円)	
29	HUAWEI nova lite2	648 円(本体価格 600 円)	
30	SHARP AQUOS SH-M04	648 円(本体価格 600 円)	
31	Alcatel SHINE LITE	648 円(本体価格 600 円)	
32	ASUS ZenFone 4 カスタマイズモデル	648 円(本体価格 600 円)	
33	ASUS ZenFone 4 Selfie	648 円(本体価格 600 円)	
34	ASUS ZenFone 5	756 円(本体価格 700 円)	
35	ASUS ZenFone 5Q	648 円(本体価格 600 円)	
36	HUAWEI P20 lite	648 円(本体価格 600 円)	
37	HUAWEI P20	756 円(本体価格 700 円)	
38	SHARP AQUOS sense plus SH-M07	648 円(本体価格 600 円)	
39	HUAWEI nova 3	756 円(本体価格 700 円)	
40	HUAWEI Mate 20 Pro	756 円(本体価格 700 円)	
41	AQUOS sense2 SH-M08	648 円(本体価格 600 円)	

42	ZTE BLADE E02	648 円(本体価格 600 円)	
43	HUAWEI nova lite 3	648 円(本体価格 600 円)	

別紙 2 別表 3 「イオンモバイル持ちこみ保証」対象商品及びご利用料金

	保証対象端末 ^{※1}	ご利用料金 (いずれも税抜)		
		月額料金	サービス依頼時に必要な料金	
			修理の場合	交換の場合
1	docomo 製 android OS 端末	594 円 (本体価格 550 円)	現在お取扱いありません。	1 回目 4,320 円 ^{※3} (本体価格 4,000 円) 2 回目 8,640 円 ^{※3} (本体価格 8,000 円)
2	au 製 android OS 端末		現在お取扱いありません。	
3	Softbank 製 android OS 端末		現在お取扱いありません。	
4	Y mobile 製 android OS 端末		現在お取扱いありません。	
5	SIM フリー-android OS 端末		無料(お取扱いが出来ない機種がありますので、サービスご利用時にご確認ください)	
6	SIM フリー-Windows OS 端末			
7	iOS 端末	702 円 (本体価格 650 円)	^{※2}	12,960 円 / 1 回 (本体価格 12,000 円)

^{※1} 保証対象は本体部分のみであり、電池パック、電源コード、取扱説明書その他の付属品や SIM カードは保証の対象外です。

^{※2} 修理対応機種であっても、端末の状態等によっては修理の実施が不可能な場合があります。

^{※3} 本保証サービスの利用申込日を基準として、過去 1 年間に本保証サービスを一度も利用されていない場合は 1 回目、既に一回利用されている場合は 2 回目の料金が適用されます。